

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告ら

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告

被告 国

原告準備書面(14)の訂正申立書

(違憲論一各論)

2018(平成30)年5月11日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 良 尚



弁護士 福 崎 博 孝



弁護士 山 本 真 邦



原告準備書面(14)について、以下のとおり訂正する。

- 1 2頁「第9 重要影響事態法の違憲性」を「第9 事態対処法の違憲性」  
〜
- 2 12頁「第9 重要影響事態法の違憲性」を「第9 事態対処法の違憲性」  
〜
- 3 20頁「第10 結論」中2カ所の「重要影響事態法」を「事態対処法」  
〜